

別紙

介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度）等の提出について

1 提出方法

郵送（提出期限の当日消印有効の取扱いとします。）

2 提出物および提出期限

次の（1）および（2）をそれぞれ記載の提出期限までに提出願います。

(1) 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書

	提出期限	提出様式
現行3加算 ※令和6年4月・5月分	4月15日（月） 〔当日消印有効〕	次の①～④のいずれかの様式を選択。 ①一般事業所向け 別紙様式2（2-1, 2-2, 2-3） ※年度内の区分変更がある場合 2-4 追加
新加算 ※令和6年6月 ～令和7年3月分	4月15日（月） 〔当日消印有効〕 ※ なお4月15日までに提出された計画書を変更される場合は、令和6年6月15日（土）まで計画の変更を受け付けます。	②事業所数10以下の小規模事業者向け 別紙様式6（6-1, 6-2(事業所数分)） ③加算未取得事業所向け 別紙様式7（7-1） ④事業所数101以上大規模事業者向け 別紙様式2〔大規模事業者用〕 （2-1, 2-2, 2-3） ※年度内の区分変更がある場合 2-4 追加

(2) 体制届出（体制等状況一覧表）

令和6年6月以降の新加算を算定（令和6年度末までの激変緩和措置により現行3加算相当の新加算Ⅴ(1)～(14)を算定する場合を含む）する場合は、下記期限（居宅系サービス5月15日、施設系サービス6月1日）までに新加算に係る体制届出が必ず必要となります。

新加算算定に係る体制届出がない場合、令和6年6月以降の介護報酬において処遇改善関係の加算は算定されません。

	提出期限	提出様式
現行3加算 ※令和6年4月・5月分	4月15日（月）〔当日消印有効〕	次の①～③すべて
新加算 ※令和6年6月 ～令和7年3月分	居宅系サービスの場合 5月15日（水）、施設系サービスの場合6月1日（土）〔いずれも当日消印有効〕 ※ ただし、新加算についても現行3加算と一緒に提出したい場合は、令和6年度の旧3加算に係る体制届出と同じタイミング（4月15日迄）で届出可。なお、上記期限までに提出された後に計画を変更される場合は、令和6年6月15日（土）〔当日消印有効〕まで変更の届出を受け付けます。	①介護給付費算定届連絡先 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（該当サービスの処遇改善に係る加算の該当頁）

【留意事項】

- ① 現行3加算に係る体制届出は、(1)令和5年度末の現行3加算の区分を令和6年4月または5月から変更する場合、(2)令和6年4月または5月から新たに現行3加算を取得したい場合以外は不要です。

<例>

- (1) R6.3 現在処遇改善加算2→R6.4 処遇改善加算1に区分変更
：現行3加算に係る体制届出が必要
- (2) R6.5 新規事業所開設→R6.5 処遇改善加算、ベースアップ加算取得希望
：現行3加算に係る体制届出が必要
- (3) R6.3 現在処遇改善加算1→R6.4,5月も処遇改善加算1継続
：現行3加算に係る体制届出は不要

- ② 新加算に係る体制届出は、全事業所必須です。届出がない場合、令和6年6月以降現行3加算はシステム上引き継がれないことから処遇改善関係の加算が算定されなくなります。令和6年度末までの激変緩和措置により現行3加算相当の新加算V(1)～(14)を算定する場合においても必ず届出をしてください。

3 提出先

サービス名（介護予防サービス含む）	提出先※
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（介護老人福祉施設併設型を除く）、特定施設入居者生活介護、 <u>介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む）</u>	事業所、施設の所在地を管轄する健康福祉事務所（南部管内は医療福祉推進課）
介護老人福祉施設（併設短期入所生活介護を含む）、介護医療院（併設短期入所療養介護を含む）	医療福祉推進課

提出先	住所
滋賀県医療福祉推進課	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
甲賀健康福祉事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200
東近江健康福祉事務所	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22
湖東健康福祉事務所	〒522-0039 彦根市和田町41
湖北健康福祉事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2
高島健康福祉事務所	〒520-1621 高島市今津町今津448番地45

※ 大津市所在の事業所、施設および市町指定サービスについては、指定等を受けている市町へ提出が必要です。市町への提出方法等については各市町にご確認をお願いします。